

(別 紙)

生活保護基準を大幅に引き上げること等を求める意見書（案）

国は、2013 年から 15 年にかけて、デフレによる物価下落を理由に、生活保護の生活扶助費を平均 6.5%、最大 10%の大幅な引き下げを強行した。これに対し、全国生活と健康を守る会の会員 700 名を含む 1,000 名の原告が、生活保護基準引き下げ処分取り消し訴訟を、全国 29 地裁（31 件）へ提訴した。裁判は、2023 年以降では原告 21 勝 6 敗である。

国は引き下げにあたって、物価下落を 4.78%と過大に設定したばかりか、専門家の意見を聞いていない。裁判所はこのようなやり方について、統計等との合理的関連性を欠き専門的知見との整合性がなく、生活保護法違反であると断じた。

原告の生活は、「バランスの取れた食事が摂れずに体重が 3 キロも減った」「理由をつけて冠婚葬祭に欠席している」「入浴回数を減らし、体臭を気にする毎日」など長期にわたって生存権が侵害され続けており、もはや放置することは許されない。政府は、23、24 年度の生活扶助基準は据え置き、特例措置（1 人 1,000 円加算）を設け、25 年度は 500 円を上乗せするとしたが、物価高騰で「500 円では暮らせない」と悲鳴が上がっている。これから暑い時期を迎え、エアコンを使うと電気代も増え、エアコンを使うのを我慢し、熱中症など命に関わる危険性もある。

また、高齢加算は、70 歳以上の生活保護利用者に対し、加齢に伴う特有の生活需要を満たすために 1960 年から実施されたものであるが、厚生労働大臣は、2004 年度から段階的な廃止を決定し、2006 年度には全廃され、その結果高齢の被保護世帯は、約 20%もの生活扶助費を削減されることとなった。今、格差と貧困が広がる中、最後のセーフティーネットとして生活保護制度が果たす役割は重要であり、生活保護制度は他の諸制度、諸施策と連動しており、生活保護基準の切り下げは、生活保護受給者のみならず国民生活全般に影響を及ぼす。

よって、国においては、以下のことを強く求める。

- ① 直ちに原告勝訴判決を受け入れ、生活保護利用者へ真摯に謝罪し、基準を引き下げ前の 2012 年時に戻し、さらに近年の物価高騰に見合う 10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと。
- ② 次回基準改定は、際限のない基準引き下げを招く第 1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出を比較する手法は改め、

「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うこと。

- ③ 廃止された老齢加算を復活すること。
- ④ 冬季加算のように夏季加算を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
厚	生	労	働	大			臣